

●豊頃町国民保護計画に係る変更内容新旧対照表

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等																																																																
1	1	3			P.6	<p>【指定地方行政機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帯広開発建設部</td> <td>防災対策官</td> <td>帯広市西5条南8丁目</td> <td>0155-24-4121</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【道機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>地域創生部地域政策課</td> <td>帯広市東3条南3丁目</td> <td>0155-26-9023</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	帯広開発建設部	防災対策官	帯広市西5条南8丁目	0155-24-4121	(以下省略)				名称	担当部署	所在地	電話	十勝総合振興局	地域創生部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023	(以下省略)				<p>【指定地方行政機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帯広開発建設部</td> <td>防災対策官</td> <td>帯広市西4条南3丁目</td> <td>0155-24-4121</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【道機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>地域政策部地域政策課</td> <td>帯広市東3条南3丁目</td> <td>0155-26-9023</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	帯広開発建設部	防災対策官	帯広市西4条南3丁目	0155-24-4121	(以下省略)				名称	担当部署	所在地	電話	十勝総合振興局	地域政策部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023	(以下省略)				<p>【関係機関の機構改革による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所移転による変更 ・組織見直しによる変更 																
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
帯広開発建設部	防災対策官	帯広市西5条南8丁目	0155-24-4121																																																																					
(以下省略)																																																																								
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
十勝総合振興局	地域創生部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023																																																																					
(以下省略)																																																																								
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
帯広開発建設部	防災対策官	帯広市西4条南3丁目	0155-24-4121																																																																					
(以下省略)																																																																								
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
十勝総合振興局	地域政策部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023																																																																					
(以下省略)																																																																								
					P.7	<p>【町及び消防機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(中略)</td> </tr> <tr> <td>とちろ広域消防事務組合豊頃消防署</td> <td></td> <td>豊頃町茂岩本町116番地</td> <td>0155-74-2310</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他の機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社NTT東日本-北海道東支店</td> <td></td> <td>帯広市東3条南12丁目2番地</td> <td>0155-23-8920</td> </tr> <tr> <td>北海道電力ネットワーク株式会社池田ネットワークセンター</td> <td></td> <td>池田町字西1条10丁目2-50</td> <td>015-572-2667</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	(中略)				とちろ広域消防事務組合豊頃消防署		豊頃町茂岩本町116番地	0155-74-2310	(以下省略)				名称	担当部署	所在地	電話	株式会社NTT東日本-北海道東支店		帯広市東3条南12丁目2番地	0155-23-8920	北海道電力ネットワーク株式会社池田ネットワークセンター		池田町字西1条10丁目2-50	015-572-2667	(以下省略)				<p>【町機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(中略)</td> </tr> <tr> <td>東十勝消防事務組合豊頃消防署</td> <td></td> <td>豊頃町茂岩本町116番地</td> <td>015-574-2310</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他の機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本北海道支店</td> <td></td> <td>(帯広市西4条南5丁目1)</td> <td>0155-23-7989</td> </tr> <tr> <td>北海道電力(株)池田営業所</td> <td></td> <td>池田町字西1条10丁目2-50</td> <td>015-572-2667</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	(中略)				東十勝消防事務組合豊頃消防署		豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310	(以下省略)				名称	担当部署	所在地	電話	NTT東日本北海道支店		(帯広市西4条南5丁目1)	0155-23-7989	北海道電力(株)池田営業所		池田町字西1条10丁目2-50	015-572-2667	(以下省略)				<ul style="list-style-type: none"> ・消防事務組合の広域化による組織の統合 ・組織見直しによる変更 ・分社化による名称変更 <p>【軽微な変更】 (道計画変更 —)</p>
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
(中略)																																																																								
とちろ広域消防事務組合豊頃消防署		豊頃町茂岩本町116番地	0155-74-2310																																																																					
(以下省略)																																																																								
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
株式会社NTT東日本-北海道東支店		帯広市東3条南12丁目2番地	0155-23-8920																																																																					
北海道電力ネットワーク株式会社池田ネットワークセンター		池田町字西1条10丁目2-50	015-572-2667																																																																					
(以下省略)																																																																								
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
(中略)																																																																								
東十勝消防事務組合豊頃消防署		豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310																																																																					
(以下省略)																																																																								
名称	担当部署	所在地	電話																																																																					
NTT東日本北海道支店		(帯広市西4条南5丁目1)	0155-23-7989																																																																					
北海道電力(株)池田営業所		池田町字西1条10丁目2-50	015-572-2667																																																																					
(以下省略)																																																																								
2	1	4			P.8	<p>(1) 地形 本町は、十勝の東南北緯42°45'、東経143°15'に位置し、東は浦幌町に、西は幕別町、北は池田町、南は大樹町にそれぞれ接しており、南北約35キロメートル、東西約34キロメートル、面積は536.71平方キロメートルで、町の北側から東南に十勝川が流れ、平野部を縦貫し、太平洋に注いでいる。十勝川の東側は平坦であるが、西側は丘陵が広がっている。</p> <p>(2) 気候 気候は、昼夜における寒暖の差が大きく、季節的には夏季は比較的高温、冬は低温・乾燥の日が続く。太平洋沿岸の南部から十勝川流域地帯では、夏季に濃霧が発生し、気温は十勝内陸部に比べ夏が低く、冬は高くなり、降雪量は少ない反面、凍結深度は90cmにも達する。</p> <p>月別平均気温 (旧計画): 1月: -7.4, 2月: -6.4, 3月: -1.2, 4月: 4.1, 5月: 8.5, 6月: 12.1, 7月: 16.1, 8月: 18.1, 9月: 15.9, 10月: 9.9, 11月: 3.2, 12月: -4.2</p> <p>月別降水量 (旧計画): 1月: 42.2, 2月: 28.5, 3月: 47.3, 4月: 73.4, 5月: 107.6, 6月: 103.8, 7月: 123.9, 8月: 145.7, 9月: 165.5, 10月: 114.4, 11月: 61.3, 12月: 53.7</p>	<p>(1) 地形 本町は、十勝の東南北緯42°45'、東経143°15'に位置し、東は浦幌町に、西は幕別町、北は池田町、南は大樹町にそれぞれ接しており、南北約35キロメートル、東西約34キロメートル、面積は536.52平方キロメートルで、町の北側から東南に十勝川が流れ、平野部を縦貫し、太平洋に注いでいる。十勝川の東側は平坦であるが、西側は丘陵が広がっている。</p> <p>(2) 気候 気候は、昼夜における寒暖の差が大きく、季節的には夏季は比較的高温、冬は低温・乾燥の日が続く。太平洋沿岸の南部から十勝川流域地帯では、夏季に濃霧が発生し、気温は十勝内陸部に比べ夏が低く、冬は高くなり、降雪量は少ない反面、凍結深度は60cmにも達する。</p> <p>月別平均気温 (新計画): 1月: -8.3, 2月: -7.4, 3月: -2.2, 4月: 3.7, 5月: 8, 6月: 11.4, 7月: 15.3, 8月: 17.6, 9月: 15.2, 10月: 9.4, 11月: 2.7, 12月: -3.9</p> <p>月別降水量 (新計画): 1月: 46.8, 2月: 27.0, 3月: 53.6, 4月: 76.7, 5月: 97.8, 6月: 101.1, 7月: 125.0, 8月: 170.7, 9月: 169.8, 10月: 106.5, 11月: 65.3, 12月: 40.4</p>	<p>【基本データの更新による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院公表による町面積の変更 ・北海道庁建設部ホームページ ・統計値の改定による変更 ・気象庁ホームページ (統計期間: 1991~2020) ・気象庁ホームページ (統計期間: 1991~2020) <p>【軽微な変更】 (道計画変更 —)</p>																																																																

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等																																																																																																																																																														
3	1	4			P.9	<p>(3) 人口分布 人口は、令和4年3月末現在3,023人で、61.6パーセントが市街地に住んでおり、38.4パーセントが農村部となっている。</p> <p>地域別人口及び世帯数(住民基本台帳・令和4年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>人口(人)</th> <th>世帯数(世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茂岩市街</td> <td>873</td> <td>475</td> </tr> <tr> <td>中央市街</td> <td>449</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>豊頃市街</td> <td>306</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>大津市街</td> <td>235</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>農村部</td> <td>1,160</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,023</td> <td>1,476</td> </tr> </tbody> </table> <p>年齢別にみると、15歳未満が9.1パーセント、15歳から64歳が50.6パーセント、65歳以上の高齢者が40.3パーセントとなっており、人口は漸減し高齢化率は上昇傾向にある。</p> <p>年齢別人口(住民基本台帳・令和4年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0~9</th> <th>10~19</th> <th>20~29</th> <th>30~39</th> <th>40~49</th> <th>50~59</th> <th>60~69</th> <th>70~79</th> <th>80以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実数(人)</td> <td>173</td> <td>212</td> <td>243</td> <td>268</td> <td>331</td> <td>346</td> <td>474</td> <td>483</td> <td>493</td> <td>3,023</td> </tr> <tr> <td>構成(%)</td> <td>5.7</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>8.9</td> <td>11.0</td> <td>11.4</td> <td>15.7</td> <td>16.0</td> <td>16.3</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>幼年者・高齢者人口(人)(住民基本台帳・令和4年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~14</td> <td>129</td> <td>146</td> <td>275</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>15~64</td> <td>809</td> <td>721</td> <td>1,530</td> <td>50.6</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>530</td> <td>688</td> <td>1,218</td> <td>40.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,468</td> <td>1,555</td> <td>3,023</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	人口(人)	世帯数(世帯)	茂岩市街	873	475	中央市街	449	229	豊頃市街	306	182	大津市街	235	122	農村部	1,160	468	合計	3,023	1,476	年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	合計	実数(人)	173	212	243	268	331	346	474	483	493	3,023	構成(%)	5.7	7.0	8.0	8.9	11.0	11.4	15.7	16.0	16.3	100.0	年齢	男	女	合計	構成比(%)	0~14	129	146	275	9.1	15~64	809	721	1,530	50.6	65歳以上	530	688	1,218	40.3	合計	1,468	1,555	3,023	100.0	<p>(3) 人口分布 人口は、平成24年3月末現在3,511人で、約59パーセントが市街地に住んでおり、約41パーセントが農村部となっている。</p> <p>地域別人口及び世帯数(住民基本台帳・平成24年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>人口(人)</th> <th>世帯数(世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茂岩市街</td> <td>959</td> <td>466</td> </tr> <tr> <td>中央市街</td> <td>511</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>豊頃市街</td> <td>290</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>大津市街</td> <td>320</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>農村部</td> <td>1,431</td> <td>488</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,511</td> <td>1,471</td> </tr> </tbody> </table> <p>年齢別にみると、15歳未満が10.2パーセント、15歳から64歳が55.8パーセント、65歳以上の高齢者が34.0パーセントとなっており、人口は漸減し高齢化率は上昇傾向にある。</p> <p>年齢別人口(住民基本台帳・平成24年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0~9</th> <th>10~19</th> <th>20~29</th> <th>30~39</th> <th>40~49</th> <th>50~59</th> <th>60~69</th> <th>70~79</th> <th>80以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実数(人)</td> <td>218</td> <td>296</td> <td>261</td> <td>334</td> <td>366</td> <td>524</td> <td>565</td> <td>537</td> <td>410</td> <td>3,511</td> </tr> <tr> <td>構成(%)</td> <td>6.2</td> <td>8.4</td> <td>7.4</td> <td>9.5</td> <td>10.4</td> <td>15.0</td> <td>16.1</td> <td>15.3</td> <td>11.7</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>幼年者・高齢者人口(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~14</td> <td>172</td> <td>187</td> <td>359</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>15~64</td> <td>999</td> <td>958</td> <td>1,957</td> <td>55.8</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>520</td> <td>675</td> <td>1,195</td> <td>34.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,691</td> <td>1,820</td> <td>3,511</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	人口(人)	世帯数(世帯)	茂岩市街	959	466	中央市街	511	219	豊頃市街	290	153	大津市街	320	145	農村部	1,431	488	合計	3,511	1,471	年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	合計	実数(人)	218	296	261	334	366	524	565	537	410	3,511	構成(%)	6.2	8.4	7.4	9.5	10.4	15.0	16.1	15.3	11.7	100.0	年齢	男	女	合計	構成比(%)	0~14	172	187	359	10.2	15~64	999	958	1,957	55.8	65歳以上	520	675	1,195	34.0	合計	1,691	1,820	3,511	100.0	<p>【令和4年3月末の実績値に変更】</p> <p>・平成24年3月末現在の人口を令和4年3月末現在の人口に変更</p>
地域名	人口(人)	世帯数(世帯)																																																																																																																																																																				
茂岩市街	873	475																																																																																																																																																																				
中央市街	449	229																																																																																																																																																																				
豊頃市街	306	182																																																																																																																																																																				
大津市街	235	122																																																																																																																																																																				
農村部	1,160	468																																																																																																																																																																				
合計	3,023	1,476																																																																																																																																																																				
年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	合計																																																																																																																																																												
実数(人)	173	212	243	268	331	346	474	483	493	3,023																																																																																																																																																												
構成(%)	5.7	7.0	8.0	8.9	11.0	11.4	15.7	16.0	16.3	100.0																																																																																																																																																												
年齢	男	女	合計	構成比(%)																																																																																																																																																																		
0~14	129	146	275	9.1																																																																																																																																																																		
15~64	809	721	1,530	50.6																																																																																																																																																																		
65歳以上	530	688	1,218	40.3																																																																																																																																																																		
合計	1,468	1,555	3,023	100.0																																																																																																																																																																		
地域名	人口(人)	世帯数(世帯)																																																																																																																																																																				
茂岩市街	959	466																																																																																																																																																																				
中央市街	511	219																																																																																																																																																																				
豊頃市街	290	153																																																																																																																																																																				
大津市街	320	145																																																																																																																																																																				
農村部	1,431	488																																																																																																																																																																				
合計	3,511	1,471																																																																																																																																																																				
年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	合計																																																																																																																																																												
実数(人)	218	296	261	334	366	524	565	537	410	3,511																																																																																																																																																												
構成(%)	6.2	8.4	7.4	9.5	10.4	15.0	16.1	15.3	11.7	100.0																																																																																																																																																												
年齢	男	女	合計	構成比(%)																																																																																																																																																																		
0~14	172	187	359	10.2																																																																																																																																																																		
15~64	999	958	1,957	55.8																																																																																																																																																																		
65歳以上	520	675	1,195	34.0																																																																																																																																																																		
合計	1,691	1,820	3,511	100.0																																																																																																																																																																		
					P.10	<p>(4) 道路の位置等 道路は、滝川市から帯広市を通り釧路市へと繋がる主要幹線の一般国道38号のほか国道336号の2路線があり、道道は、帯広豊頃線、豊頃糠内芽室線の主要道道2路線と一般道道8路線のほか町道280路線によって町内の道路網を形成している。</p> <p>(5) 鉄道、漁港の位置等 鉄道はJR根室本線が、滝川市から帯広市、釧路市を經由し根室市へと本町東側を縦断する形で続いている。 漁港は、十勝川河口南西部に大津漁港(第4種)があり、岸壁は最大-3.5mで延長80.7mのほか、-4.5mの取締船専用岸壁が5.0m、防波堤など外郭施設が約2,773m整備されている。</p> <p>(6) 地理的及び社会的特徴からの問題点 本町は、広大な面積を有し、十勝川の縦断により東西に2分され3本の橋によって繋がれている。人口分布は東側の39.7パーセントに対し、西側が60.3パーセントとなっているが、鉄道は、東側のみを縦断しているため、避難及び救援等の際に支障をきたすことが考えられる。 また、海岸線は、西側に集中しており、海からの武力攻撃事態等に対する対策が課題となる。</p>	<p>(4) 道路の位置等 道路は、滝川市から帯広市を通り釧路市へと繋がる主要幹線の一般国道38号のほか国道336号の2路線があり、道道は、帯広豊頃線、豊頃糠内芽室線の主要道道2路線と一般道道8路線のほか町道278路線によって町内の道路網を形成している。</p> <p>(5) 鉄道、漁港の位置等 鉄道はJR根室本線が、滝川市から帯広市、釧路市を經由し根室市へと本町東側を縦断する形で続いている。 漁港は、十勝川河口南西部に大津漁港(第4種)があり、岸壁は最大-3.5mで延長74.0mのほか、-4.5mの取締船専用岸壁が10.0m、防波堤など外郭施設が約3,300m整備されている。</p> <p>(6) 地理的及び社会的特徴からの問題点 本町は、広大な面積を有し、十勝川の縦断により東西に2分され3本の橋によって繋がれている。人口分布は東側の39パーセントに対し、西側が61.3パーセントとなっているが、鉄道は、東側のみを縦断しているため、避難及び救援等の際に支障をきたすことが考えられる。 また、海岸線は、西側に集中しており、海からの武力攻撃事態等に対する対策が課題となる。</p>	<p>・令和4年3月末の実績値に変更</p> <p>・令和4年3月末の実績値に変更</p> <p>・令和4年3月末の実績値に変更</p> <p>【軽微な変更】 (道計画変更 —)</p>																																																																																																																																																														

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等																																																				
4	2	1	1	1	P. 12	<p>【町の各課等における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課等の名称</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応に関すること。 国民保護措置に関する広報に関すること。 各行政区との連絡調整に関すること。 <u>・商工業関係団体との連絡調整に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 <u>・死体の</u>処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 <u>・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>産業課、 農業委員会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の対策に関すること。 <p>(企画課へ移行)</p> </td> </tr> <tr> <td>施設課</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td>(住民課へ移行)</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防本部及び消防署における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>とまち広域消防局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 職団員の特殊標章の交付に関すること。 消防相互応援協定等に関すること。 情報収集に関すること。 初動体制に関すること(参集基準を含む。) </td> </tr> <tr> <td>豊頃消防署 (削 除)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 消防団との連携に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	各課等の名称	平素の業務	総務課	(省 略)	企画課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応に関すること。 国民保護措置に関する広報に関すること。 各行政区との連絡調整に関すること。 <u>・商工業関係団体との連絡調整に関すること。</u> 	福祉課	(省 略)	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 <u>・死体の</u>処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 <u>・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。</u> 	産業課、 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の対策に関すること。 <p>(企画課へ移行)</p>	施設課	(省 略)	(削 除)	(住民課へ移行)	議会事務局	(省 略)	教育委員会	(省 略)	名 称	平素の業務	<u>とまち広域消防局</u>	<ul style="list-style-type: none"> 職団員の特殊標章の交付に関すること。 消防相互応援協定等に関すること。 情報収集に関すること。 初動体制に関すること(参集基準を含む。) 	豊頃消防署 (削 除)	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 消防団との連携に関すること。 	<p>【町の各課等における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課等の名称</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応に関すること。 国民保護措置に関する広報に関すること。 各行政区との連絡調整に関すること。 <p>(産業課から移行)</p> </td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 <u>・死体</u>の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 <p>(出納室から移行)</p> </td> </tr> <tr> <td>産業課、 農業委員会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の対策に関すること。 <p><u>・商工業関係団体との連絡調整に関すること。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>施設課</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td><u>出納室</u></td> <td><u>・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防本部及び消防署における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(追 加)</th> <th>(追 加)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東十勝消防本部</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 職団員の特殊標章の交付に関すること。 消防相互応援協定等に関すること。 情報収集に関すること。 初動体制に関すること(参集基準を含む。) </td> </tr> <tr> <td>豊頃消防署 (<u>暮別・池田・浦幌</u>)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関する こと(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 消防団との連携に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	各課等の名称	平素の業務	総務課	(省 略)	企画課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応に関すること。 国民保護措置に関する広報に関すること。 各行政区との連絡調整に関すること。 <p>(産業課から移行)</p>	福祉課	(省 略)	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 <u>・死体</u>の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 <p>(出納室から移行)</p>	産業課、 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の対策に関すること。 <p><u>・商工業関係団体との連絡調整に関すること。</u></p>	施設課	(省 略)	<u>出納室</u>	<u>・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。</u>	議会事務局	(省 略)	教育委員会	(省 略)	(追 加)	(追 加)	<u>東十勝消防本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 職団員の特殊標章の交付に関すること。 消防相互応援協定等に関すること。 情報収集に関すること。 初動体制に関すること(参集基準を含む。) 	豊頃消防署 (<u>暮別・池田・浦幌</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関する こと(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 消防団との連携に関すること。 	<p>【町の機構改革等に伴う変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画課と商工観光課の課の統合による変更 北海道国民保護計画改定による文言の変更 住民課と出納室の課の統合による変更 企画課と商工観光課の課の統合による変更 住民課と出納室の課の統合による変更 消防事務組合の広域化による組織の統合等 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">【軽微な変更】 (道計画変更 —)</p>
各課等の名称	平素の業務																																																											
総務課	(省 略)																																																											
企画課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応に関すること。 国民保護措置に関する広報に関すること。 各行政区との連絡調整に関すること。 <u>・商工業関係団体との連絡調整に関すること。</u> 																																																											
福祉課	(省 略)																																																											
住民課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 <u>・死体の</u>処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 <u>・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。</u> 																																																											
産業課、 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の対策に関すること。 <p>(企画課へ移行)</p>																																																											
施設課	(省 略)																																																											
(削 除)	(住民課へ移行)																																																											
議会事務局	(省 略)																																																											
教育委員会	(省 略)																																																											
名 称	平素の業務																																																											
<u>とまち広域消防局</u>	<ul style="list-style-type: none"> 職団員の特殊標章の交付に関すること。 消防相互応援協定等に関すること。 情報収集に関すること。 初動体制に関すること(参集基準を含む。) 																																																											
豊頃消防署 (削 除)	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 消防団との連携に関すること。 																																																											
各課等の名称	平素の業務																																																											
総務課	(省 略)																																																											
企画課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応に関すること。 国民保護措置に関する広報に関すること。 各行政区との連絡調整に関すること。 <p>(産業課から移行)</p>																																																											
福祉課	(省 略)																																																											
住民課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 <u>・死体</u>の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 <p>(出納室から移行)</p>																																																											
産業課、 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の対策に関すること。 <p><u>・商工業関係団体との連絡調整に関すること。</u></p>																																																											
施設課	(省 略)																																																											
<u>出納室</u>	<u>・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。</u>																																																											
議会事務局	(省 略)																																																											
教育委員会	(省 略)																																																											
(追 加)	(追 加)																																																											
<u>東十勝消防本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 職団員の特殊標章の交付に関すること。 消防相互応援協定等に関すること。 情報収集に関すること。 初動体制に関すること(参集基準を含む。) 																																																											
豊頃消防署 (<u>暮別・池田・浦幌</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関する こと(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 消防団との連携に関すること。 																																																											
5	2	1	3		P. 19	<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された<u>北海道地方非常通信協議会</u>との連携に十分配慮する。</p>	<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された<u>非常通信協議会</u>との連携に十分配慮する。</p>	<p>【北海道国民保護計画改定による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織名の訂正 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">【軽微な変更】 (道計画 H21. 3 変更)</p>																																																				
6	2	1	4	1	P. 20	<p>(2) 体制の整備にあたっての留意事項</p> <p>(省 略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(設備・運営面 省略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運用面</td> <td>(中 略)</td> </tr> <tr> <td>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<u>担当職員</u>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> </tr> </table>	(設備・運営面 省略)		運用面	(中 略)	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>担当職員</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	(以下省略)	<p>(2) 体制の整備にあたっての留意事項</p> <p>(省 略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(設備・運営面 省略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運用面</td> <td>(中 略)</td> </tr> <tr> <td>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<u>職員担当者</u>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> </tr> </table>	(設備・運営面 省略)		運用面	(中 略)	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>職員担当者</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	(以下省略)	<p>【北海道国民保護計画改定による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文言の訂正 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">【軽微な変更】 (道計画 H28. 12 変更)</p>																																								
(設備・運営面 省略)																																																												
運用面	(中 略)																																																											
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>担当職員</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。																																																											
	(以下省略)																																																											
(設備・運営面 省略)																																																												
運用面	(中 略)																																																											
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>職員担当者</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。																																																											
	(以下省略)																																																											

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等
7	2	1	4	2	P. 21	(2) <u>情報伝達体制の整備</u> 町は、 <u>防災行政無線、情報発信システム、広報車、消防団及び自主防災組織や行政区等の地域コミュニティーを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築・充実に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備・充実に努める。更に緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</u>	(2) <u>防災行政無線の整備</u> 町は、 <u>武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。</u>	【国の基本指針の変更】 ・新たな情報通信、伝達手段の運用・管理等を追加 【知事協議】 (道計画 H26. 11 変更)
8	2	1	4	3	P. 22	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、 <u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて道に報告する。</u> 【収集・報告すべき情報】 1 避難住民・負傷住民 ① 氏名 （中 略） ⑤ 住所 <u>(郵便番号を含む)</u> （以下省略）	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、 <u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。</u> 【収集・報告すべき情報】 1 避難住民・負傷住民 ① 氏名 （中 略） ⑤ 住所 _____ （以下省略）	【国の基本指針の変更】 ・安否情報の収集、報告方法の改定 【軽微な変更】 (道計画変更 —) 【安否情報省令の一部改正に伴う変更】 ・文言の追加 【軽微な変更】 (道計画 H20. 1 変更)
9	2	1	5	1	P. 24	1 研修 (2) 職員等の研修機会の確保 町は、職員に対して、 <u>国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</u> <u>また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</u> <u>※【国民保護ポータルサイト】（参考情報）</u> <u>http://www.kokuminhogo.go.jp/</u> <u>※【総務省消防庁ホームページ】（参考情報）</u> <u>http://www.fdma.go.jp/</u>	1 研修 (2) 職員等の研修機会の確保 町は、 <u>道と連携し、職員、消防団員及び行政区長等のリーダーに対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</u>	【研修方法の例示追加による変更】 ・研修方法や教材、参考情報等を具体的に追加 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
10	2	1	5	2	P. 24	2 訓練 (1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安署、自衛隊等との連携による、 <u>NBC攻撃等により発生する武力災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	2 訓練 (1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安署、自衛隊等との連携を図る。	【国の基本指針の変更】 ・訓練等の例示の追加 【軽微な変更】 (道計画 H30. 6 変更)

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等[佐藤1]
11	2	2		1	P. 26	<p>(1) 基礎的資料の収集 (省 略)</p> <p>※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)</p> <p>○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト)</p> <p>○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)</p> <p>(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</p> <p>○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)</p> <p>(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</p> <p>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)</p> <p>○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</p> <p>○ 関係機関 (国、道、民間事業者等) の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面 上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)</p> <p>○ 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)</p> <p>○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)</p> <p>(※ 消防機関の装備資機材のリスト)</p> <p>○ 避難行動要支援者名簿</p>	<p>(1) 基礎的資料の収集 (省 略)</p> <p>(追 加)</p>	<p>【基礎的資料の例示追加による変更】</p> <p>・町対策本部において集約整理すべき基礎的資料の具体的な追加</p> <p>【軽微な変更】 (道計画変更 —)</p>
12	2	2		1	P. 27	<p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、<u>自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u> その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、<u>災害時要援護者の避難対策を講じる。</u> その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(追 加)</p>	<p>【国の基本指針の変更】</p> <p>・文言の改定</p> <p>・避難行動要支援者名簿について追加</p> <p>【軽微な変更】 (道計画変更 —)</p>
13	2	2		5	P. 29	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。</u> 町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、<u>必要な情報を提供するなど道に協力する。</u> 町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>【国の基本指針の変更】</p> <p>・必要な情報の追加</p> <p>【軽微な変更】 (道計画 H30. 6 変更)</p>

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等																																																														
14	2	2		6	P. 30	<p>【生活関連等施設の種別及び所管省庁、所管道担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種別</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管道担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> <td rowspan="5">総務部 危機対策局</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種別	所管省庁名	所管道担当部局	(中略)					第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	総務部 危機対策局	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	(以下省略)				<p>【生活関連等施設の種別及び所管省庁、所管道担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種別</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管道担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td rowspan="5">総務部 危機対策局</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む。)</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬(薬事法)</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種別	所管省庁名	所管道担当部局	(中略)					第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	総務部 危機対策局	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	(以下省略)				<p>【組織機構の変更等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管省庁の改定 <p>【軽微な変更】 (道計画 H26. 11 変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律名の変更 <p>【軽微な変更】 (道計画 H28. 12 変更)</p>						
国民保護法施行令	各号	施設の種別	所管省庁名	所管道担当部局																																																																		
(中略)																																																																						
第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	総務部 危機対策局																																																																		
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																			
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会																																																																			
	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省																																																																			
(以下省略)																																																																						
国民保護法施行令	各号	施設の種別	所管省庁名	所管道担当部局																																																																		
(中略)																																																																						
第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	総務部 危機対策局																																																																		
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																																																			
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省																																																																			
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省																																																																			
(以下省略)																																																																						
15	2	2		6	P. 30	<p>(2) 町が管理する公共施設等における警戒</p> <p>町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、道警察及び<u>第一管区海上保安本部</u>との連携を図る。</p>	<p>(2) 町が管理する公共施設等における警戒</p> <p>町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、道警察及び<u>海上保安署</u>との連携を図る。</p>	<p>【組織名称の変更等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織名称を具体的に記載 <p>【軽微な変更】 (道計画変更 ー)</p>																																																														
16	3	1		1	P. 35	<p>(4) 対策本部への移行に要する調整</p> <p>緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、<u>町</u>対策本部を設置すべき<u>町</u>の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。</p>	<p>(4) 対策本部への移行に要する調整</p> <p>緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、<u>市町村</u>対策本部を設置すべき<u>市町村</u>の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。</p>	<p>【文言の訂正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町に特定 <p>【軽微な変更】 (道計画変更 ー)</p>																																																														
17	3	2	1		P. 38	<p>【町対策本部の各部・班等における武力攻撃事態における主な業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業部 (産業課)</td> <td>農業班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>林業班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水産班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>(企画課)</u></td> <td>商工班</td> <td>・被災商工業者に対する援護対策に関すること。 ・商工会との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>支援部 (<u>住民課</u>) (議会事務局)</td> <td>避難対策班</td> <td>・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・避難住民の誘導及び収容に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防本部及び消防署における武力攻撃事態における主な業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>武力攻撃事態における主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>とちがひ広域消防局</u></td> <td>・職団員の特殊標章の交付等に関すること。 ・消防相互応援協定等に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	武力攻撃事態等における業務	(中略)			産業部 (産業課)	農業班	(省略)	林業班	(省略)	水産班	(省略)	<u>(企画課)</u>	商工班	・被災商工業者に対する援護対策に関すること。 ・商工会との連絡調整に関すること。	(中略)			支援部 (<u>住民課</u>) (議会事務局)	避難対策班	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・避難住民の誘導及び収容に関すること。	(以下省略)			名称	武力攻撃事態における主な業務	<u>とちがひ広域消防局</u>	・職団員の特殊標章の交付等に関すること。 ・消防相互応援協定等に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。	(以下省略)		<p>【町対策本部の各部・班等における武力攻撃事態における主な業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業部 (産業課)</td> <td>農業班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>林業班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水産班</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>_____</u></td> <td>商工班</td> <td>・被災商工業者に対する援護対策に関すること。 ・商工会との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>支援部 (<u>出納室</u>) (議会事務局)</td> <td>避難対策班</td> <td>・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・避難住民の誘導及び収容に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防本部及び消防署における武力攻撃事態における主な業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(追加)</th> <th>(追加)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東十勝消防本部</u></td> <td>・職団員の特殊標章の交付等に関すること。 ・消防相互応援協定等に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	武力攻撃事態等における業務	(中略)			産業部 (産業課)	農業班	(省略)	林業班	(省略)	水産班	(省略)	<u>_____</u>	商工班	・被災商工業者に対する援護対策に関すること。 ・商工会との連絡調整に関すること。	(中略)			支援部 (<u>出納室</u>) (議会事務局)	避難対策班	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・避難住民の誘導及び収容に関すること。	(以下省略)			(追加)	(追加)	<u>東十勝消防本部</u>	・職団員の特殊標章の交付等に関すること。 ・消防相互応援協定等に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。	(以下省略)		<p>【町の機構改革等に伴う変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課と商工観光課の統合による変更 ・出納室と住民課の統合による変更 <p>・消防事務組合の広域化による組織の統合等</p> <p>【軽微な変更】 (道計画変更 ー)</p>
部名	班名	武力攻撃事態等における業務																																																																				
(中略)																																																																						
産業部 (産業課)	農業班	(省略)																																																																				
	林業班	(省略)																																																																				
	水産班	(省略)																																																																				
<u>(企画課)</u>	商工班	・被災商工業者に対する援護対策に関すること。 ・商工会との連絡調整に関すること。																																																																				
(中略)																																																																						
支援部 (<u>住民課</u>) (議会事務局)	避難対策班	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・避難住民の誘導及び収容に関すること。																																																																				
(以下省略)																																																																						
名称	武力攻撃事態における主な業務																																																																					
<u>とちがひ広域消防局</u>	・職団員の特殊標章の交付等に関すること。 ・消防相互応援協定等に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。																																																																					
(以下省略)																																																																						
部名	班名	武力攻撃事態等における業務																																																																				
(中略)																																																																						
産業部 (産業課)	農業班	(省略)																																																																				
	林業班	(省略)																																																																				
	水産班	(省略)																																																																				
<u>_____</u>	商工班	・被災商工業者に対する援護対策に関すること。 ・商工会との連絡調整に関すること。																																																																				
(中略)																																																																						
支援部 (<u>出納室</u>) (議会事務局)	避難対策班	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・避難住民の誘導及び収容に関すること。																																																																				
(以下省略)																																																																						
(追加)	(追加)																																																																					
<u>東十勝消防本部</u>	・職団員の特殊標章の交付等に関すること。 ・消防相互応援協定等に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。																																																																					
(以下省略)																																																																						

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等
18	3	2	1		P. 40	③ 留意事項 <u>ア</u> (省 略) <u>イ</u> (省 略) <u>ウ</u> (省 略)	③ 留意事項 <u>ア</u> (省 略) <u>イ</u> (省 略) <u>ウ</u> (省 略)	【見出し記号の整理】 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
19	3	4	1	2	P. 48	2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容は、 <u>緊急情報ネットワークシステム(E m-N e t)</u> 、 <u>全国瞬時警報システム(J-A L E R T)</u> 等を活用し、 <u>地方公共団体に伝達される。</u> 町長は、 <u>全国瞬時警報システム(J-A L E R T)</u> と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により <u>情報を伝達する。</u> ① (省 略) ② (省 略) また、広報車の使用、消防団や行政区長等による伝達の協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 <u>※ 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(E m-N e t)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u>	2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の <u>伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき</u> 、原則として以下の要領により <u>行う。</u> ① (省 略) ② (省 略) また、広報車の使用、消防団や行政区長等による伝達の協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 (追加)	【国の基本指針の変更】 ・情報伝達方法に、緊急情報ネットワークシステム(E m-net)及び全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の活用を追加 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
						(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは行政区等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。 この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、 <u>自主防災組織</u> 、行政区や <u>避難行動要支援者</u> 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <u>避難行動要支援者</u> について、防災・福祉部局との連携の下 <u>で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは行政区等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。 この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、 <u>_____</u> 、行政区や <u>災害時要援護者</u> 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <u>災害時要援護者</u> について、防災・福祉部局との連携の下、 <u>災害時要援護者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	【災害対策基本法改定に伴う変更】 ・文言の改定等 【軽微な変更】 (道計画変更 —) ・文言の改定等 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
20	3	4	2	2	P. 51	(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ①~⑤ (省 略) ⑥ <u>要支援者</u> の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u> 、 <u>避難行動要支援者</u> 支援班の設置) ⑦~⑩ (省 略)	(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ①~⑤ (省 略) ⑥ <u>要援護者</u> の避難方法の決定 (<u>災害時要援護者</u> 支援班の設置) ⑦~⑩ (省 略)	【災害対策基本法改定に伴う変更】 ・文言の改定等 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
21	3	4	2	3	P. 52	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>避難行動要支援者</u> の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、行政区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>避難行動要支援者</u> に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (以下省略)	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>自力歩行困難な災害時要援護者</u> の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、行政区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>災害時要援護者</u> に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (以下省略)	【災害対策基本法改定に伴う変更】 ・文言の改定等 【軽微な変更】 (道計画変更 —)

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等				
26	3	5		3	P. 61	<p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>特別支援学校</u>の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び<u>特別支援学校</u>の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特別支援学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ <u>遺体</u>の搜索及び処理 ア <u>遺体</u>の搜索 <u>遺体</u>の搜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び<u>第一管区海上保安本部</u>等と連携して実施する。 イ <u>遺体</u>の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>遺体</u>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<u>遺体</u>の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。</p>	<p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>盲学校、豊学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）</u>）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び<u>特殊教育諸学校</u>の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特殊教育諸学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ <u>死体</u>の搜索及び処理 ア <u>死体</u>の搜索 <u>死体</u>の搜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び<u>海上保安署</u>等と連携して実施する。 イ <u>死体</u>の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>死体</u>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<u>死体</u>の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。</p>	<p>【国民保護法の改定に伴う変更】</p> <p>・学校教育法の一部改正に伴う変更</p> <p>【軽微な変更】 (道計画 H20. 1 変更)</p> <p>【北海道国民保護計画改定による変更】</p> <p>・文言の訂正、組織名称の具体的記載</p> <p>【軽微な変更】 (道計画 H26. 11 変更)</p>				
27	3	6			P. 63	<p style="text-align: center;">安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ①～④ (省 略) ⑤ 住所 (<u>郵便番号を含む</u>) (以下省略)</p> </td> <td style="width: 70%;"> <p style="text-align: center;">国 民</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ①～④ (省 略) ⑤ 住所 (<u>郵便番号を含む</u>) (以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">国 民</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ①～④ (省 略) ⑤ 住所 _____ (以下省略)</p> </td> <td style="width: 70%;"> <p style="text-align: center;">国 民</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ①～④ (省 略) ⑤ 住所 _____ (以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">国 民</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>【安否情報省令の一部改正に伴う変更】</p> <p>・文言の追加</p> <p>【知事協議】 (道計画 H21. 3 変更)</p>
<p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ①～④ (省 略) ⑤ 住所 (<u>郵便番号を含む</u>) (以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">国 民</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>											
<p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民 ①～④ (省 略) ⑤ 住所 _____ (以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">国 民</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>											
28	3	6		2	P. 63	<p>(1) 安否情報の収集 (中 略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、_____等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>(1) 安否情報の収集 (中 略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>【外国人登録制度廃止に伴う変更】</p> <p>・文言の削除</p> <p>【軽微な変更】 (道計画 H28. 12 変更)</p>				
29	3	7	4		P. 73	<p>① 核攻撃等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 <u>町は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその常務人を含む。）の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退城時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。</u> <u>町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。</u> 	<p>① 核攻撃等の場合</p> <p>町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 <u>また、</u>措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>【国の基本指針の変更】</p> <p>・スクリーニング、除染等の必要な措置を追加</p> <p>【知事協議】 (道計画 H26. 11 変更) (道計画 H28. 12 変更)</p> <p>【知事協議】 (道計画 H26. 11 変更)</p>				

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所	変更内容	現行計画	変更理由等																																																														
30	3	7	4		P. 74	<p>(5) 町長及び消防事務組合長の権限 (中 略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法第108条 第1項</th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>遺体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	法第108条 第1項	対象物件等	措置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)	2号	生活の用に供する水	(省 略)	3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)	5号	建物	(省 略)	6号	場所	(省 略)	1	(省 略)	2	(省 略)	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	4	(省 略)	5	(省 略)	<p>(5) 町長及び消防事務組合長の権限 (中 略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法第108条 第1項</th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	法第108条 第1項	対象物件等	措置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)	2号	生活の用に供する水	(省 略)	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)	5号	建物	(省 略)	6号	場所	(省 略)	1	(省 略)	2	(省 略)	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	4	(省 略)	5	(省 略)	<p>【北海道国民保護計画改定による変更】</p> <p>・文言の訂正</p> <p>【軽微な変更】 (道計画 H28. 12 変更)</p>
法第108条 第1項	対象物件等	措置																																																																				
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)																																																																				
2号	生活の用に供する水	(省 略)																																																																				
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止																																																																				
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)																																																																				
5号	建物	(省 略)																																																																				
6号	場所	(省 略)																																																																				
1	(省 略)																																																																					
2	(省 略)																																																																					
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																																																																					
4	(省 略)																																																																					
5	(省 略)																																																																					
法第108条 第1項	対象物件等	措置																																																																				
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)																																																																				
2号	生活の用に供する水	(省 略)																																																																				
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																																																				
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(省 略)																																																																				
5号	建物	(省 略)																																																																				
6号	場所	(省 略)																																																																				
1	(省 略)																																																																					
2	(省 略)																																																																					
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																																																																					
4	(省 略)																																																																					
5	(省 略)																																																																					
31	3	9	2	P. 78	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>【組織機構の変更等】</p> <p>・震災廃棄物対策指針の改定に伴う変更</p> <p>【軽微な変更】 (道計画 H28. 12 変更) (道計画 H30. 6 変更)</p>																																																															